子育て：大牟田

平成28年4月1日からの保育所の入所申込みを受け付けます

最終更新日：2015年10月15日

保育所とは？

保護者の仕事や病気などの理由で子どもの保育を必要とする場合において、子どもを保護者の元から通わせ、保育する施設です。

申込期間

【新規入所受付】
平成27年11月2日（月）～11月30日（月）まで随時受け付けます。（土、日、祝日を除く）
なお、この期間中の火曜日、木曜日は午後7時まで受け付けます。
※今回は平成28年4月1日～5月1日までの入所希望の方を対象としています。

【在園児継続入所受付】
平成27年11月2日（月）から各保育所で受け付けます。
ただし、保育料の支払いが滞っている人は児童家庭課で受け付けます。

利用申請の前に

保育所の利用申請の前に必ず保育所の見学と先生との面談を行ってください。この見学と面談が実施されていなければ受け付けはできません。保育所に直接日時の相談をお願いします。

大牟田市内の保育所一覧はこちら

保育の必要性の認定の申請及び利用申請

保育所の利用申請と同時に「保育の必要性の認定」の申請が必要となります。この2つの申請は、支給認定申請書兼入所申込書に必要書類を添えて、児童家庭課に提出してください。その後、児童家庭課で提出された書類等を基に保護者の就労状況等を審査し、「認定の区分」（表1）や「保育の必要量の区分」（表2）が記載された認定証を入所承諾通知書と一緒に交付します。市が利用の調整をし、希望された保育所が受入基準を満たしていれば、入所となります。保育所が受け入れ基準を満たしていない場合は不承諾となります

○保育の必要性の認定の区分（表1）

認定の区分	内容	利用可能な施設（事業）
1号認定	幼児期の学校教育を希望する満3歳以上児	幼稚園、認定こども園
2号認定	勤務等により保育の必要がある満3歳以上児	保育所、認定こども園
3号認定	勤務等により保育の必要がある満3歳未満児	保育所、認定こども園等

※保育所に入所する場合は2号又は3号の認定が必要となります。

○保育の必要量の区分（表2）

必要量の区分（保育時間）	内容
保育標準時間（最長11時間）	1ヶ月120時間以上の就労等（原則、1日6時間以上かつ1ヶ月20日以上の就労等）の場合を想定
保育短時間（最長8時間）	1ヶ月60時間以上の就労等（原則、1日4時間以上かつ1ヶ月15日以上の就労等）の場合を想定

※保育の必要量は保護者の就労状況等の一番短い時間で認定します。

必要書類

新規入所希望の方は、大牟田市児童家庭課窓口に、継続入所希望の方は、保育所に以下の書類を提出してください。

【支給認定申請書兼入所申込書】
大牟田市児童家庭課窓口及び各保育所で配布します。
※継続児の方は、入所申込書兼児童台帳を提出して下さい。

【保育の必要性がわかる証明書】
大牟田市児童家庭課窓口及び各保育所で配布します。

【保育料決定のための税証明書】

平成27年1月1日に大牟田市外に在住の方は、平成27年1月1日在住の市町村で「平成27年度所得課税証明書」を取得してください。
ただし、大牟田市に居住していても平成27年度（H26年中）分の収入の申告をしていない方も必要となる場合があります。

※支給認定申請書兼入所申込書と保育の必要性がわかる証明書については10月15日から大牟田市児童家庭課窓口及び各保育所で配布します。
※原則、書類が全て揃ってから受け付けいたします。

入所決定

通知は平成28年2月中旬に送付予定

保育料決定

通知は平成28年4月上旬に送付予定

※平成28年度の保育料については変更される場合があるため、決まり次第市ホームページ等を通じてお知らせします。
参考：平成27年度大牟田市保育料金表
※認定こども園の入所申込みについてはこちら、認定こども園の入所申込みについて
※地域型保育施設を利用希望の方は、相談して下さい。

このページに関するお問い合わせは	保健福祉部　児童家庭課 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町２丁目３番地（大牟田市庁舎2階） 電話：0944-41-2661 お問い合わせメールフォーム